

## 公益財団法人石狩市スポーツ協会スポーツ・健康委員会に関する規程

平成10年4月1日 制定

令和6年3月13日 改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人石狩市スポーツ協会（以下「協会」という。）定款第39条の規定に基づきスポーツ・健康委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 各種スポーツ教室の開催など、スポーツの普及・啓発に関すること。
- (2) 市民の健康の保持と体力の増進を図るための事業に関すること。
- (3) 各種競技会の開催や指導者の養成など、競技力の向上に関すること。
- (4) スポーツに関する情報収集及び提供に関すること。
- (5) スポーツ施設の管理運営に関すること。
- (6) その他スポーツの普及振興に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 加盟団体の理事長、若しくは加盟団体から選任された者
- (2) 理事会で選任された者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要のつど委員長が招集する。

- 2 議長は、委員長があたる。

(委員会の成立)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開会することができない。

- 2 委員が委員会に出席できないとき、委任することができる。

(議決)

第8条 委員会の議決は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(小委員会)

第9条 この委員会には、必要に応じ、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会の運営については、委員会の議決を経て別に定める。

(規程の変更)

第10条 この規程の変更は、理事会の承認を受けなければならない。

(委任)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この施行期日は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 最初のスポーツ・健康委員会委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(令和6年3月13日第5回理事会決議)